

今号の主な記事

- ◇市営住宅の入居者を募集 2面
- ◇健やか赤ちゃん訪問事業がスタート 2面
- ◇「総合防災訓練」を実施 2面
- ◇市立墓地の使用者を募集 3面
- ◇「西宮湯川記念科学セミナー」開催 4面

毎月10日・25日 2回発行

発行／西宮市役所
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
TEL／0798-35-3151(代表)
編集／総合企画局市長室広報課
TEL／0798-35-3400
Eメール／vo_kouhou@nishi.or.jp



自動交付機を利用するには
「住民基本台帳カード」か「にしのみやカード」どちらかが必要です。両カードとも、市民窓口グループ、各支所、アクタ西宮ステーションで申請できます。

自動交付機の利用申請が必要です。利用できる時間帯は、月曜日から金曜日まで（祝日・年末始を除く）の午前8時45分から午後5時半までです。10月15日から自動交付機の利用申請の受付を行います。なお、すでに住民基本台帳カードを持っている人も、自動交付機利用のための申請が必要です。

**利用するには
カードが必要です**

市は、市民サービスのより一層の向上をめざし、「証明書自動交付機」（下写真参照）を、10月22日から、市民窓口グループ（市役所本庁舎1階）前に設置します。この自動交付機では、「住民基本台帳カード」、「にしのみやカード」を利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書等の交付を行えるようになります。申請書を書く手間が省け、窓口が混み合っているときにも並んで順番を待つ時間が少なくなります。

市は、市民サービスのより一層の向上をめざし、「証明書自動交付機」（下写真参照）を、10月22日から、市民窓口グループ（市役所本庁舎1階）前に設置します。この自動交付機では、「住民基本台帳カード」、「にしのみやカード」を利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書等の交付を行えるようになります。申請書を書く手間が省け、窓口が混み合っているときにも並んで順番を待つ時間が少なくなります。



設置される「証明書自動交付機」

「証明書自動交付機」は、西宮市に住民登録または外国人登録をしている人で、自動交付機を利用できるためのカードを持っている人が利用できます。金融機関のATMと同じように、カードと暗証番号で証明書を交付します。利用するためには、最初に自動交付機の利用申請が必要です。利用できる時間帯は、月曜日から金曜日まで（祝日・年末始を除く）の午前8時45分から午後5時半までです。

10月15日から自動交付機の利用申請の受付を行います。なお、すでに住民基本台帳カードを持っている人も、自動交付機利用のための申請が必要です。

自動交付機を利用するには
「住民基本台帳カード」か「にしのみやカード」どちらかが必要です。両カードとも、市民窓口グループ、各支所、アクタ西宮ステーションで申請できます。

支所等には自動交付機は設置されていませんが、自動交付機の利用申請をした後、両カードを利用

して、各支所、アクタ西宮ステーション、各市民サービスセンターの窓口で印鑑登録証明書の交付を行なうことができます。

今後は、利用状況をみながら、駅など市民の皆さんを利用しやすい便利な場所にも自動交付機を設置していく予定です。

**自動交付機で
交付できる証明書**

「住民票の写し」
「住民票記載事項証明書」
「印鑑登録証明書」
「外国人登録原票記載事項証明書」
※戸籍謄・抄本や戸籍の附票は
交付できません

市長からのメッセージ



山田 知市長

また、市役所1階には「ワンストップ窓口」も設置し、転入届・出生届にともなう様々な手続きが1箇所でできるようになります。休日

時から平日は午後7時半まで、土・日曜、祝日は午後7時まで窓口をご利用いただけるようになりました。

また、市役所1階には「ワン

ストップ窓口」も設置し、転入届・出生届にともなう

様々な手続きが1

箇所でできるよう

になります。休日

時から平日は午後7時半まで、

土・日曜、祝日は午後7時まで

窓口をご利用いただけるようになります。

市民の皆さんが身近に利用されなければならないと考えています。

市役所は市民の皆さんへ、きめ細かく質の高いサービスを提供するために、常に見直し、改善し、利便性の向上に努めなければならぬと考えています。

さらに10月22日に本庁舎1階に「証明書自動交付機」を設置します。これにより申請書を記入する手間が多く、少ない待ち時間で、住民票の写しや印鑑登録証明書などを受け取っていた

時間で、住民票の写しや印鑑登録証明書などを受け取っていた

時間がかかるようになります。今後は、駅などの便利な場所にも自動交付機を設置し、より一層利用しやすくしたいと考えています。

これからも、皆さんからお寄せいたいたいご要望に応えられ

るように、一層の市民サービスの向上に努めます。

9月市議会終わる

平成18年度決算認定のほか、西宮浜総合公園多目的グラウンド整備工事などを可決

学力向上アクション
プランの実施

9月定例市議会は「平成18年度西宮市一般会計及び特別会計歳入歳出決算」を認定、議案19件を可決するなどして9月28日に閉会しました。そのなかで議決された主要な取り組みは次のとおり。

(仮称)山口地区センター建設工事

西宮浜総合公園多目的

グラウンド整備工事

■利用申請・カード交付申請等の問い合わせ
市民窓口グループ(0798-35-3108)、各支所、アクタ西宮ステーションへ
■ホームページにも掲載

自動交付機について、市のホームページ(アドレスはページ下参照)の「くらす西宮」の中の「戸籍・住民・印鑑業務」にも詳しく掲載していますのでご覧ください

支所、ホール、児童センター、保健福祉センター、公民館等が一体になった施設を建設します(平成21年3月31日竣工予定)。

西宮浜総合公園多目的

グラウンド整備工事

サッカーやラグビーなどができる、人口芝のグラウンドを西宮浜に整備します(平成20年6月20日竣工予定)。

また、同市議会のなかで、10月2日で任期満了の尾崎八郎教育委員会委員の後任に元神戸女学院大学学長・原田園子さんを任命することに同意しました。同市議会一般質問の内容など詳細は、11月9・10日に戸別配布する「西宮市議会だより」に掲載します。問合せは議会事務局(0798-35-3379)へ。

*12月定例市議会は12月3日(19日に開かれる予定です)